

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第74回）議事録

平成28年6月3日（金）
13時00分～15時00分
旧文部省庁舎文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）伊東主査，井上委員，加藤委員，金田委員，神吉委員，亀岡委員，川端委員，三枝委員，戸田委員，野田委員，宮澤委員，（計11名）

（文化庁）岸本国語課長，小松日本語教育専門官，増田日本語教育専門職，北村日本語教育専門職，ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第73回日本語教育小委員会議事録
- 2 今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点
- 3 今期の審議において想定される検討の範囲
- 4 活動分野毎の日本語教育人材に求められる資質・知識・能力の整理図（イメージ）

〔参考資料〕

- 1 今期の日本語教育小委員会の審議の進め方について
- 2 日本語教員養成において必要とされる教育内容（平成12年）
- 3 日本語教育人材の養成・研修実態調査について（案）
- 4 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）
論点5，論点6のデータ更新版

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教員の養成について（昭和60年5月13日）
- 2 日本語教員検定制度について（昭和62年4月10日）
- 3 日本語教育施設の運営に関する基準について（昭和63年12月23日）
- 4 今後の日本語教育施策の推進について（平成11年3月19日）
- 5 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月20日）
- 6 日本語教員等の養成・研修に関する調査結果について（平成24年3月30日）
- 7 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について（平成25年2月18日）
- 8 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（平成25年2月18日）
- 9 平成26年度国内の日本語教育の概要（仮）
- 10 平成27年度日本語教育実態調査 調査表
- 11 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）（平成25年2月18日）
- 12 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）（平成26年1月31日）

〔経過概要〕

- 1 主査から開会の挨拶と欠席委員に関する連絡があった。
- 2 事務局から配布資料の確認があった。
- 3 前回の議事録（案）について、内容が確認され、修正があれば、6月10日（金）までに事務局まで連絡することとされた。
- 4 配布資料2「今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点」について説明があり、意見交換を行った。
- 5 配布資料3「今期の審議において想定される検討の範囲」及び配布資料4「活動分野毎の日本語教育人材に求められる資質・知識・能力の整理図（イメージ）」について説明があり、意見交換を行った。
- 6 次回の日本語教育小委員会は、6月20日（月）の10時から文部科学省第二会議室で開催することが確認された。
- 7 各委員からの意見等は次のとおりである。

○伊東主査

定刻少し前ですが、ただいまから文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の通算74回、今期第2回の会議を開催させていただきます。御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は石井委員、佐藤委員、松岡委員、結城委員の4名の方が御欠席と聞いております。井上委員は約10分ほど遅れての御出席ということです。御了承ください。また、戸田委員は所用により途中で退席なさるとのことです。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○小松日本語教育専門官

次第の下に資料配布を記載させていただいております。配布資料1「第73回日本語教育小委員会議事録（案）」でございます。配布資料2「今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点」、配布資料3「今期の審議において想定される検討の範囲」、配布資料4「活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質・知識・能力の整理図（イメージ）」、資料は4つでございます。そのほか、参考資料といたしまして、1から4を配布させていただいております。それから委員限りの資料として、ヒアリング団体のリストを付けさせていただいております。そのほか、机上配布資料といたしまして、いつもの青いパンフレット、その他論点の整理について、それから紫の意見の整理について、日本語教育の概要、あと資料集といたしまして、ファイルとして綴っております資料、それから5月30日に開催された、「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議（第6回）」の資料を置かせていただいております。用意している資料は以上でございます。

○伊東主査

はい、分かりました。いかがでしょうか。お手元に各種資料そろっておりますでしょうか。もし途中で不足しているというようなことをお気付きになりましたら、その都度お申し出いただきたいと思っております。

それでは、議事の方を進めさせていただきます。配布資料1を御覧ください。議事録（案）に関しては御確認いただき、修正箇所があれば6月10日金曜日までに事務局へ御連絡いただきたいと思います。なお、最終的な議事録の確定については、主査である私に御一任いただくということでお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、5月13日に開催いたしました今期第1回目の日本語教育小委員会におきまして、「論点5、日本語教育の資格について」、そして「論点6、日本語教員の養成・研修について」、おおむね2年御議論を頂き、平成29年度末をめどに、日本語教育に携わる人材に求められる資質・知識・能力についてまとめるとともに、人材の養成・研修の在り方や資格の在り方についてまとめることといたしました。今期の具体的なスケジュールとしては、本日は論点5、6を検討するに当たって、想定される論点や審議の方向性などについて御議論いただきたいと思います。

第3回から第5回にかけて、各分野で日本語教育人材の養成・研修を行っていただいている団体の皆さんからお話を伺いたい、そして第6回、7回で、日本語教育人材に求められる資質・知識・能力、それぞれの項目の洗い出しを行うとともに、関係団体に対し調査を実施するということで、今期の予定を立てております。よろしいでしょうか。

本日は審議の方向性を定める重要な会と捉えておきまして、限られた時間ではありますが、積極的に審議の方向性について御発言を頂きたいと思っております。今日の議事内容が今年の方針性を定めるということで、基盤となるところと御理解いただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

そういう前提で議事1、日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について、この議事を進めてまいりたいと思っております。まず事務局から、資料について説明をお願いいたします。

○小松日本語教育専門官

はい。それでは資料の説明をさせていただきます。配布資料2「今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点」を御覧いただきたいと思います。今期の審議内容といたしましては、先般参考資料1「今期の日本語教育小委員会の審議の進め方について」のとおり、審議の進め方については御了解いただいたところではございますけれども、人材養成をするに当たり必要となる資質・能力・知識等について整理をする必要があるのではないかと考えております。

日本語教育人材に求められる資質・知識・能力につきましては、平成12年に文化庁が日本語教員の養成に関する教育内容を示した「日本語教育のための教員養成について」というものをまとめさせていただいております。こちらについては机上配布の方の青いファイルの5番目に綴っておりますが、こちらを定めて既に16年を経過しております。その間様々な日本語教育の活動分野が広がっているというふうに認識しておきまして、日本語教育人材の活動分野、それから役割は一層多様化していると考えております。そのため、日本語教育の実施機関・団体等においても、その多様性は異なっているというふうに認識しております。そのため課題としては、検討範囲としてのその活動分野や役割について整理する必要があるのではないかとというふうに考えております。

本件につきましては配布資料3「今期の審議において想定される検討の範囲」におきまして、事務局として御提案させていただいております。大きく分けると国内と国外、それから試験という検討の範囲があるかと思っております。そのうち国内につきましては、「生活者としての外国人」、その中には就学前の子供、その保護者等も含むと考えております。「生活者としての外国人」に関わる日本語教育人材として、日本語指導者、地域の日本語指導補助者、それから地域日本語教育コーディネーターがいらっしゃるかと考えております。実際にこのような日本語教育人材の養成・研修は、自治体、国際交流協会、大学、NPO法人等で実施いただいているものと認識しております。

次に、留学生は、主に大学、日本語学校において日本語を学んでいらっしゃいますが、そこでは日本語教員、主任教員が関わられており、養成については日本語教員の養成科等を持つ大学や、日本語学校、それから日本語教員養成講座を行っている団体等をヒアリング対象団体として想定しております。

次に外国人児童生徒等ですが、こちらは主に学校における外国人児童生徒への日本語教育を担当する人材として、教員や日本語指導支援員の方がいらっしゃいます。外国人児童生徒のための日本語教育人材の養成・研修を行っている機関・団体としては、教員研修センター、教員養成課

程を持つ大学があると考えております。

次に就労準備・研修生については、これらを対象に日本語教育を行っている団体がヒアリングの対象になるかと考えております。そこで日本語指導者をどのように養成しているかお話をお伺いしたいと思います。

次に技能実習生ですね。基本的には技能実習生を受け入れている機関・団体に、日本語指導担当者を置いて一定期間日本語指導がなされているということでございます。

そのほかに難民を対象とした日本語教育の現場では、難民に関わる指導者、指導補助者の人材養成が実施されております。

海外においては、海外に日本語教員、日本語指導支援員などを派遣していただいているということでございます。

そのほか、試験としては日本語教育能力検定試験などがあります。以上のように日本語教育人材の活動分野及び役割は様々であると認識しておりますので、ここについてまず検討の範囲を整理させていただくということで、後ほど議論を頂ければと思っております。

次に、実際にその活動分野、役割が様々ですので、その人材に求められる知識・能力についても多様化していると考えております。例えば、子供に教える、海外で教えるといった場合、日本語教員、指導者に必要となる能力・知識等は異なるのではないかと。また、日本語教育コーディネーターや、日本語指導補助者等に求められる資質・知識・能力等については、まだ国として整理したものはないということでございます。そういったものについて、整理が必要なのではないかと考えております。

それを整理する際のイメージとして考えておりますのが、配布資料4「活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質・知識・能力の整理図（イメージ）」になります。活動分野、場面ごとに日本語学習者がいらっしやって、日本語教育人材の役割についても指導を行う方、補助を行う方、日本語教育コーディネーターが関わっておられます。ただ、実際はこれら役割に対しても様々な名称が使われているので、実際整理する際には、定義が必要なのかもしませんが、イメージとして、このような形で整理することを考えております。

実際は当然この1枚に収まるような内容にはならないと思っておりますので、例えばこの留学生に対する日本語指導者に求められる資質・知識・能力が別途1枚に展開される、そういったイメージになるのではないかと考えております。

次に配布資料2「今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点」に戻っていただき、「2. 日本語教育人材の養成・研修の内容について」ですが、求められる資質・能力等について整理した上で、必要となる教育内容について整理しないといけないだろうと考えております。

実際の教育内容は、一般的な日本語教員については平成12年にまとめさせていただいております。参考資料2「日本語教員養成において必要とされる教育内容（平成12年）」です。この12年の教育内容では、必須科目などの定義がされておらず、基本的にどの科目をどのぐらいの時間指導するかは、各養成機関に委ねられております。本来、日本語教育人材には基幹となる知識があるのではないかと、教育内容に重み付けをすとか、必ず学ぶべき科目があるのではないかと。活動分野別の教育内容についても整理ができれば、より人材育成が円滑、なおかつ充実した教育内容を提供することができるようになるのではないかと、そういったものをお示ししたいと考えております。

その上で、地域の日本語教育団体の中には、人材養成のカリキュラム、ノウハウをお持ちでないところもございますので、日本語教育人材養成のカリキュラム例などを提示することによって、人材育成を後押しする施策として提示させていただければと考えております。

それから三つ目としては、日本語教育人材の資格についてです。日本語教育人材に関しては現在、国の資格はございませんが、民間において日本語教育能力検定試験があるとともに、実際に法務省告示の日本語教育機関の教員の採用の要件もございます。ただ、日本語教育人材の活動場面、役割が多様化している中、現状のものだけで十分なのか、様々な場面や役割に応じた日本語教育人材の知識・能力を向上させる上でインセンティブとなるような資格、試験の在り方が検討できないかということを考えております。長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○伊東主査

はい、ありがとうございます。概略、皆さん資料を御覧いただきながらお分かりになったかと思いますが、私自身の理解では、平成12年に文化庁が出しております「日本語教員養成における教育内容」、これが時代の変化や学習者の変化、世の中の移り変わりによって、見直しをした方がいいのではないかということがあって、今回これを基に日本語教育人材に求められる資質・知識・能力の再点検のような位置づけかと考えています。それが配布資料2「今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点」の「1. 日本語教育人材に求められる資質・知識・能力について」の検討範囲として活動内容や役割について整理というところにつながっていると理解しました。まずは平成12年の教育内容が時代にそぐわなくなっている部分があることから、見直し、整理を行いたいということですね。

そして当時は留学生やビジネスパーソンを対象にした一般的な日本語教員を想定していたのですが、そういう人たちばかりではなく、より多様な人たちが日本語を学習するようになったことで、日本語教育に従事する人たちに求められる役割や能力も変化している現状があることから、教育内容のみならず、求められる資質も変わってきているのではないかということですね。そうすると「2. 日本語教育人材の養成・研修の内容について」ですが、日本語教育人材の養成や研修の在り方も、当然のことながら変化しないといけない。そのようなところから検討していく必要があるだろうと思います。

そこから「3. 日本語教育人材の資格について」につながっていけば良いと思います。先日文部科学省で行われた「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議（第6回）」の資料の13ページには、「外国人児童生徒等に携わる教員・支援員の養成・確保」ということで、今後の方向性及び具体的方策の15ページの①の最後の部分に、「外国人児童生徒等教育に携わる教員や支援員に必要となる能力や資格等の在り方について検討を行うべきである」と最終案に盛り込まれております。資格に関してはもう随分前からいろいろと言われておりますけれども、そのことも含めて、想定される議論の論点ということで、今日国語課から案をいただいておりますので、この論点について、今日は方向性を定めるということを念頭に置きながら御意見を申し上げます。是非忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。

○三枝委員

今日ちょっと早めに来て、机上配布の「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議（第6回）」の資料・データを拝見しておりました。私ども自治体国際化協会も、この数字等を常に重視をしておりますが、在留外国人数が220万を数え、毎年約10万人ずつ増えているという実態と、外国人児童生徒に対する日本語指導の現状が示されています。生活者としての在留外国人の国籍や出自が多様化している中で、日本語教育が必要なことはもちろんですが、在留外国人が母語として日々使っている言葉もたくさんあり、また彼らが集住地域だけではなく、散在化して暮らしている実態もあり、どこまできめ細かく対応できるのか気になるところです。

下手をすると、コミュニティの中では全く日本語を使わなくても済む生活ができてしまう状況があります。そうすると医療や災害など一朝事があったとき初めて日本語が必要だということになるわけで、こうした事態にどこまできめ細かに対応できるのかと考えてしまいます。

資料4「活動分野毎の日本語教育人材に求められる資質・知識・能力の整理図（イメージ）」のマトリックスの中で、「生活者としての外国人」という大きくくりの中で留学生、就労準備・研修生、難民等、個別にくくり出しをされていると思うのですが、いみじくも、一番右端に「・・・」と書いてあるように、いろいろなフェーズや条件があって、それにどこまで応じていけるのか、専門性という括りの中でお一方に全てを任せることで果たして良いのか、というようなことが気になったところです。

○伊東主査

まず「生活者としての外国人」といったときに非常に多様であるということと、住んでいる地

域の状況によっても、それぞれ背景・環境も違うというような御指摘・御意見だったように思います。

○戸田委員

資料を拝見して、ここで議論をされるということが非常に重要だということ、正にそのとおりで、ここで私たちが議論していくことが全国で活動している方々に影響を及ぼすということを考えますと、まず配布資料3「今期の審議において想定される検討の範囲」を拝見したときに、非常に広いといいますか、それぞれが専門性が求められるものですので、これを2年なりの間に本当に議論ができるのかと考えました。1つの方法として、それぞれのより専門の方々に、更にワーキンググループのように、個別に委員会なりを設けて審議して、更にそれをまとめてそれぞれの立場から出た意見を日本語教育小委員会で審議するというような方法もあるのではないかと思います。これだけの内容のことをやっていくには余りに時間が短過ぎるし、ここだけで決めていって良いものかという疑問があります。

○伊東主査

はい、ありがとうございます。余りにも想定される検討範囲が広過ぎるので、今後の審議の仕方として各分野ごと、留学生、ビジネスパーソン、外国人児童生徒というように、分野別に検討していったらどうかという御提案だったように思います。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○神吉委員

そういう考え方もあると思いますが、逆に基盤となる能力・資質というもの、どういった対象の人でも必要となる部分というものをまずじっくりと固めるというのは非常に重要だと思うんですね。例えば、日本語教育ですから日本語に関すること、教育に関すること、学習に関すること等々の辺り、逆にその活動分野個別の対応をこの資質・能力というところでどこまでできるのかというのは、正に戸田委員もそこが疑問の部分なのですよね。私も同じように感じて、そういうところまで本当に扱っていくのかと。この配布資料4「活動分野毎の日本語教育人材に求められる資質・知識・能力の整理図(イメージ)」のように、対象別で1個1個詰めていくかということ、非常にこれは難しいなという気がします。というのは、例えば難民というくくりでも、難民の中にもまたいろいろな人がいるので、そこを細分化するのかという話も出てくると、どの辺りをターゲットにするかをやはり、きちんと絞っていかないといけないと思っています。

○伊東主査

はい、ありがとうございます。ある程度共通項を絞り込んだ方がいいのではないかと神吉委員からの意見だったかなと思います。ほかにいかがでしょうね。はい、どうぞ。

○井上委員

この配布資料3「今期の審議において想定される検討の範囲」の議論が今あるので、その部分で考えを述べたいと思います。私自身、技能実習生周辺の問題を随分長い期間追ったことがありまして、当然その中に日本語の学習も入ってくるわけなのですが、実はこういうものを輪切りにして取り上げると、外国人の属性によって出てくる日本語学習・教育以外の課題というものが沢山出てきてしまって、收拾がつかなくなる可能性があります。やはりここでのタスクは、日本語教育の問題なので、それに限ってある程度共通項を見つけ出すという作業が、まず必要なのではないかと思います。当然外国人の属性によって異なる部分はありますので、それはそれで付記をしていくという形の整理の仕方が、生産的というか、時間のことを考えると効率的なのではないかという感じがいたします。

それから、ここには本当に多様な専門家の方がいらっしゃって、もう既に常識となっている部分があると思うのです。外国人の属性に応じて様々な、生活環境、学習環境、そういうものは、ある程度既存の資料を活用する。多分皆さん調査に直接関わられたり、読み込んでいらっしゃるものもあるでしょう。そういう資料・データを見つけ出していただいて、これはこれで使えるのではないかという形で使ってしまう。そして、ここでは、やはり今日2016年、平成28年という段階で、今日的な日本語教育に関する課題を、教員、教育体制、ボランティア、そういったところに焦点を当てて進めていった方がよろしいのではないかと思います。

○伊東主査

はい、ありがとうございます。一つ輪切りにしてしまうことによって、属性による課題が出てくるので、共通項を見つけ出す作業が必要ではないかという御提案だったと思います。また、常識となっている部分については、既存の資料やデータを持ち寄り、活用できるのではないという御意見でした。

○川端委員

また別の話です。この議論を始めるに当たって、その前提として全員が共有しておくべきものがあると思うのですが、まず参考資料2「日本語教員養成において必要とされる教育内容」が古くなってきているというお話が最初にありました。確かにそれはあると思うのですが、お話の中で、例えば、留学生とかビジネスマンを対象にしていた時代のものというお話もあったと思います。私の認識は少し違いますが、昭和60年の標準的な教育内容は確かに留学生と研修生に対するものでした。その教員養成の内容が凝り固まって、学習者の多様化に答えられなくなってきているということで、配布資料3「今期の審議において想定される検討の範囲」で挙げられているような対象が既に想定され、その方々に対応できるような教育内容を作りましょうとして作成されたものが、参考資料2の平成12年の教育内容だと私は理解しています。

机上配布の5の「2、日本語教員養成における教育内容について、(1)日本語教員養成機関における」の3段落目に、「むしろ、標準単位数を示すことや主専攻・副専攻という区分よりも、日本語教員として実際の教育活動に臨むに当たって、基礎的に身に付けておくべき内容、日本語教授法など必須の内容、学習者の属性に応じて選択的に習得すべき内容」が含まれたものが、これという認識です。ですので、古くなったと言えばそうでしょうけれども、これが作られた当時、既に配布資料3「今期の審議において想定される検討の範囲」にあるような学習者は想定され、この中には基礎から応用に至る選択的な教育内容が含まれている。そのことが、次のページの1行目に書かれています。

検討を始めるに当たって、現在示されている教育内容がどういうものか共有した上でと思ひまして、少し申し上げました。また、私どもの日本語教育能力検定試験は、この平成12年の教育内容の中で、どこに行っても必要になるであろう教育内容を想定して絞り込んだシラバスで行っている試験です。

○伊東主査

貴重な御意見、どうもありがとうございました。平成12年は、時代的にはちょっと古いかもしれないけれども、既に多様な対象を想定された内容になっているので誤解なきようという川端委員の意見でした。中身の見直しについては、そのことも踏まえて検討の必要性がありそうだと思います。

○加藤副主査

少し戻りますが、基礎的な能力ということを経平成12年の教育内容で述べていながら、それが必須ではなく選択だということに問題があると思うのです。この標準は、専門家である私たちに常識かもしれないのですが、実際に教員を採用したり、日本語教育の組織を作っていくのは、実は専門家ではない人たちである場合もある中で、このような資料だけをパッと出されているた

めに誤解が生じているのではないかと考えています。2年間の審議ということで時間はないですが、私も賛成したいのは、より絞り込んだ、最低限の内容を示すことです。それからどこまで細分化するかは、実際時間的にもとりまとめまでは難しいと思います。ただこのような別のくくりがあることを示しておかないと、その基礎的な能力だけで捉えられてしまうかもしれません。出来上りの見せ方として、大枠としての基礎的な教育内容の部分と、そこに付随してくる教育内容を示して、2年目以降にそれぞれの専門家が委員会を抜けたところかもしれないけれども、考える基盤になるような提案というのがここからできると良いのではないかと考えました。

○伊東主査

はい、ありがとうございます。貴重な御意見だったと思いますが、いかがでしょうか。

○川端委員

この教育内容で対象者別若しくは専門領域別の教育内容が必要だと期待されて、12年にこれが生まれて、それぞれの機関で人材養成を行っていらっしゃると思います。この中の基礎を設定して、更に子供に教えるときには何が重要だということなど。その実態を調査することは大変意味のあることだと思います。調査の話が出ていたので、ちょっと付け加えさせていただきました。

○伊東主査

はい、分かりました。実態調査として、この平成12年の教育内容を基にした養成・研修は一体どんな部分、領域が取り上げられているかについて調べることは、実態を知る意味では意味があるという川端委員からの御発言だったと思います。

○野田委員

ちょっと確認させていただきたいのですが、この小委員会で行うのは、参考資料2「日本語教員養成において必要とされる教育内容（平成12年）」の改訂と考えていいですか。つまり最終的に出したものは、この抽象度や分量がこの程度のもと考えていいのでしょうか。と言うのは、ここにあるキーワードは例を示しただけで、特に網羅しているわけではなく、特に体系性を考えず、例として挙げられていると思います。この程度の抽象度であれば割と簡単にできるのではないかと思います。もっと体系性を高めてきっちりやろうと思うと、非常に大変な作業ではないのでしょうか。その辺り、どの程度のことなのかを確認させていただければと思います。

○伊東主査

どうですか。想定される議論の論点はありますが、1年から2年後のゴールはどういう成果物を目指して、それをどう還元するようにお考えか、お聞かせください。

○小松日本語教育専門官

現在、在留資格「留学」を付与できる日本語教育機関の審査の一部を文科省において担っていますが、その際に日本語教員の要件を確認するに当たって、例えば420時間の日本語教員養成研修があるのですが、何に基づいて420時間分の教育内容が実施されているかという点、参考資料2「日本語教員養成において必要とされる教育内容（平成12年）」です。しかし、これが余りに曖昧であるために、正直申し上げて審査に支障を来しているということがございまして、この改訂も見据えてやっていきたいと考えています。

また、日本語教員に限らず日本語指導支援者、日本語教育コーディネーターの方々もいらっしゃいますので、そういった方々についての必要な教育内容や、学校現場で先生方が外国人児童生徒に日本語指導を行うに当たって、必要な教育内容をヒアリングや調査した結果等を踏まえて検討していけたらと考えています。

○伊東主査

一つはこの参考資料2「日本語教員養成において必要とされる教育内容（平成12年）」の検討ですね。

○小松日本語教育専門官

はい。平成12年の改訂も見据えております。

○神吉委員

これはターゲットとしては養成段階ですね。教員養成で何を研修するかということと、教員になってからの育成の部分の両方あると思います。特に現場に出てからでないと学べないことが沢山あるわけです。その辺りをどこまでターゲットにするかについても、決めておかなければいけないのかなと思います。経験則で申し上げますが、養成部分でできることはかなり限られていて、私も以前、日本語教育人材の採用をしていましたけれども、養成講座を出たまま、そのままずっと研修等を受けずに指導をされているのだなと思われる方が結構いらっしゃいます。やはり現職教員の育成は、業界全体の教育・人材の底上げ、厚みを作るために非常に重要だと思うので、その辺りも、かなり考えていかなければいけないだろうと思っています。

そう考えたときに、この参考資料2「日本語教員養成において必要とされる教育内容（平成12年）」は基本的には知識が網羅されているものだと私は理解しています。そこに、スキルであるとか、マインドというか姿勢、視点のようなもの、そういったことも含めて議論をせざるを得ないかなと思っています。ただ、それが2年でできるかを考えないといけないですが。

○伊東主査

ありがとうございます。そうですね。養成講座の内容については私も思うところがあります。420時間の講座を修了したからと言っても、その中身は書類上でやはり分からないところがあります。そこは非常に難しいなと思っています。

○金田委員

この小委員会で以前、指導力評価に関して検討した時期がありました。報告書の中に、Can-doリストがあり、コーディネーター・指導者別に「Plan・Do・Check・Action」の形で、求められる能力が網羅的に整理されています。網羅的にしてあるけれども、自分自身が何をするか、何を目指すかを選べるようになっていきます。そのシステムは文化庁のホームページに入れていただいている、私は非常に使い勝手の良いものを御用意いただいたと思っています、実際活用させていただいています。

今回これからこういった資質・知識・能力が日本語教育に関わる人に必要なかを検討していくときに、恐らく養成段階で出来ることと、それから今神吉委員がおっしゃったように、現場に入ってから力が付くもの、あるいは現場に入って改めて研修を受けながら力を蓄えていくものは、少し違いがあるように思います。でも、そういうものは、恐らく今までのいろいろな調査などを基にすれば、ある程度の網羅は出来るだろうと思います。

その指導力評価と、この平成12年の教育内容を比べたときに、平成12年のものは本当に事柄、項目として、キーワードがパンパンと載っているだけで、何が出来るとか、何をするという表現にはなっていません。そして、平成12年の教育内容の使い方に戸惑っていらっしゃる方も多く、全部やらないといけないと思う人もいたり、うちの大学はこの分野に強い学生を育てようという意識で養成課程を組んでいらっしゃる場所もあったり、あるいは現場に入ってから成長し続けることが大事なのだから、基礎固めはやるけれども、将来どんな学習者を目の前にしても何らかの方法をとることが出来るような、そのときに必要な知識を得るための「学ぶ力」を持つ教師を育てるという「基になる力」を養成しているところもあります。「養成」にもいろいろあると思うんですね。その一方でやはり、平成12年の報告書をうまく活用して専門家を育てるためのコースを作る人材自体もそれほど多くないという問題もあると思います。

私は、指導力評価の検討の際、求められる能力を行動別に並べて提示することによって非常に使いやすい資料を作ったなと思っています。今回、平成12年の教育内容を示した表の見直しをするということですが、その際には、項目が分野領域ごとに並べられているだけではなく、日本語教師としての仕事を具体化したような形で整理し直してはどうかと考えています。その中の、例えば大学での養成であれば、4年間でなるべくやっておいた方がよいもの、準備しておくといものはこれであると、何らかの形でクローズアップされるなり、パソコン上でクリックしたら、浮かび上がってくるようになると良いと思います。更に、浮かび上がったものに対して自分が、1年終了時に出来るようになったとか、2年目はここまでだった、まだこれが出来ていないな、でも、これは恐らく現場に入ってから力が付けられることだから、まだ三角のままでもいいかもしれないというような、要するに、これから日本語教師になろうとしている人、今日本語教師をやっているという人が、自分自身の資質・能力をチェックし、自分のキャリア形成に役に立てられるような教育内容一覧が最終的に出来上がるといいのかなと思いました。

○伊東主査

大学あるいは大学院の教員養成も様々な理念やカリキュラムのポリシーもある中で、どういう日本語教育人材を養成するか。必ずしも大学の教員養成講座を出て、実際に日本語を教えるとは限りませんし、どういう職場で働くかも分からない中で、もしかしたら基礎、学ぶ力というところでの教育でとどまっているかもしれないですね。また、社会に出てから力を発揮できるように、応用力、学ぶ力がある教員ということに視点を当てて人材養成プログラムを策定している大学もあるだろうと思います。ほかにいかがでしょうか。

○加藤副主査

先ほど小松専門官からお話があったような新設の日本語教育機関での教員採用の場合、恐らく多くを占めるのは、420時間の日本語教員養成講座を修了した方だと思います。そうした場合、本当に研修内容が千差万別というのが現状です。日本語教育機関、海外、あらゆるところで活躍してほしい日本語教員の養成内容の基準が現状ないという状態だと思います。そのような中、この小委員会ですべきことは、民間の養成講座、大学、地域、自治体等にとっても、全体図というか、指針のようなものが出て、例え一養成機関でも、この活動分野の人材育成の専門機関であるということが言えるとよいのではないのでしょうか。今、日本語教員の民間資格を有していても、漠然と何でも出来るかのように見えて、実は何とも非常にはっきりしないという状態だと思います。

具体的に申しますと、先ほど神吉委員がおっしゃった、経験・知識がゼロの人を教師の入口に立たせる部分の養成なのか、それとも現職者のための養成なのかというような視点、それからもう一つは、分野別の違い。基礎がありつつ、違う部分を明らかにする。例えば技能実習生への指導に特化した養成講座が出てきても良いわけですね。

それから別の観点からもう一点申し上げます。日本語教師を養成する講座を担当する講師は、良い日本語教師がそのまま担当できるわけではないのです。日本語教師を養成する講師の資格と言ってしまえば、大変大きいことになってしまうと思うのですが、これについても何か要件なり、求められる能力などが出てこないといけないのではないかと思います。長年日本語を教えている方がそのまま日本語教師養成講座の講師になるというのは違うと思いますので、指針としてはっきりさせていただけると、1つの教育機関の中で新人の教師を育てるといような立場になる一教員も、どんな資質を備えていく必要があるかがはっきりしますので、そのような基礎事項が、せめて並べられるだけでも成果になると思います。

○野田委員

また基本的なことを確認させていただきたいのですが、配布資料2「今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点」に書いてありますが、この「3. 日本語教育人材の資格について」の資格とは具体的に何かの強制力が伴うということですか。具体的にどのようなことをお考

えなのかが余りはっきり分からないもので、何かそれによって大分変わってくるような気がします。

と言いますのは、ちょっと長くなるかもしれませんが、昭和60年に出された報告、ちょうど1985年ですけども、そのとき筑波大学に日本語日本文化学類という、日本語教師養成の学部ができて、ちょうど私はその年に赴任しました。そのとき、恐らく前段階で何らか情報を得てカリキュラムが本当に細かく決まっていた。新設の学部で4年間はカリキュラムを変えられないということで、4年は我慢しましたが、以降はガラッと変えました。当時担当した人たちはもうこりごりだと思っていました。やはり強制力がどれだけあるかによって大分違うと思います。特に当時は国語とは別に日本語という教員免許が出来るのではないかという話もあったので、それに対応させてそのように策定したという実情だったように記憶しています。

○小松日本語教育専門官

成果物の想定でございますが、あくまでも目安ということでございますので、強制力を持ったものは考えていません。指針的なもの、資格についても、法律を制定するというのは非常に難しい、ハードルが高いと考えておまして、あくまでも今回は現場で頑張っていらっしゃる方々の資質・能力を高めるためのインセンティブとなるようなものを資格として、民間資格であったり、試験、そういったものを促すための枠組みが提言できないかというふうに考えています。例えばそういったものを現場に応じた教育内容を示して、それに準拠した資格試験を作っていただくとか。そうして、文化庁指針に準拠した研修内容等を表示していただくことによって質の向上につながるインセンティブになるのではないかというのを御提案したいということでございます。

○野田委員

分かりました。

○井上委員

この平成12年の必要とされる教育内容ですが、私もちょうどその頃多文化共生の担当をしていたものですから、随分熟読して、いや、これは大変だと感じました。これは自分がもし学ばれたら大変なことだなと思いながら読んでいました。紙にするとこういうことなのですが。大学に属される方は御存じかと思いますが、M o o d l eというシステムをお使いになっていて、各教官の持っている講座、講義等がある程度具体的にしてリーディングアサインメントを書いてあったり、こういう分野はこの程度まで習得しておいた方が良いというようなことを入れていくようなシステムが各大学で出来ていると思います。

そういうものが実際に出来てくると、ここに書いてある羅列ではなくて、もうちょっと立体的に自分が学ぶべきことが分かってきて、学ぶ側も一つ一つゲーム感覚というわけではないのですが、目標や課題をクリアしていくわけです。教える側も、この辺はもう少し今後強化していこうということになれば、少し厚みを持たせたり、逆に、もう少し薄くしたり、そういう臨機応変に教育内容を組めるようなシステムです。

平成12年と今の平成28年の大きな違いは、クラウドコンピューティングがあるかないかなので、極論すれば、これは理想でけれども、文化庁にそういうクラウドシステムを入れて、1つの形を作る。そこに協業で大学関係者、日本語学校関係者が一つ一つ教育内容を組み込んでいき、文化庁の中で日本語教員にはこういうものを学んでほしいというものを、毎年ではないにせよ、リバイスしていくことが出来れば、教える側も勉強する側も楽になるのではないかと思います。

コンテンツはまた別ですね。コンテンツはそれぞれがまたいろいろ工夫をされていると思うのですが、専門官のお話にあった指針がそこに入ってきて、この領域でこういう内容は教える側も学ぶ側もそれぞれ知らなければならないというものを作ってしまうと、そこにアクセスして、自分のアカウントを持ち、どこまで出来たかを自己採点しながら成長していく。あとは試験制度が付いてくれば、ほぼマッチングできれば自分たちのレベルが分かってくる、予算上の問題もあるんでしょうけれども、そういうものが出来ればいいのかなと思います。

たまたま今、経団連では教育のICT化を検討していて、総務省が各公立学校の生徒児童たちがアクセスできるクラウドシステムを貸しているのです。世界にある日本人学校などにも開放しています。選択的開放ですが、教材などを入れたり、学ぶ範囲を示したりしてます。そういうものが、日本語教育のインフラとして整備されれば、紙にするよりも、もう少し見やすいものになるのではないかと、理想論かもしれませんが、そう思います。

○伊東主査

はい、ありがとうございます。今お話伺っていて思うのは、やはり現場の人たちが広く使える、分かりやすいものということになりそうですね。要するに大学だとかの養成講座というよりも、現場でどう使っていくかということでしょうか。それから、今日分かったのは国家資格ではなくて、ある基準にのっとって養成講座を受けた者に関しては認定証みたいなものはどうかというようなお話でしょうか。

○小松日本語教育専門官

厳密に言うと、文化庁が個人に認定証を発行するのではなく、実施団体に対して文化庁が後援するような形をイメージしております。

○伊東主査

文化庁準拠のカリキュラムに準拠したプログラムを修了したというようなものですか。

○小松日本語教育専門官

そうですね。

○伊東主査

そういう考えをここで共有しておかないと、それこそ方向性という点で、国家資格を今回作るだとか、有識者会議の答申を受けて小中学校の教員免許に日本語教育を付加するのだというような意識がもしあると、方向性が変わってしまうことがあるので、ここは明確にしておく必要があると思います。ある意味ではできることとできないこと、この2年間で整理することは区別しておかなければいけないと思いました。

それから、外国人児童生徒等に対する日本語教育に従事している小学校、中学校の教員の養成講座を6月に筑波の教員研修センターで担当するのですが、あのようなセンターで実施する研修は、街中や大学の養成講座と違い、即戦力を求められる上、「子供」という対象も明確で、指導内容も明確になっているので、カリキュラムも精選されていると思います。そういうことを考えれば、日本語教員養成講座を受けた場合の資格というものも、私も普通自動車運転免許を持っていますがけれども大型車両は運転できないというように、日本語教員でも、大人に教えられるが子供には教えられない。大型のトラックは運転できないが小型は運転できる、軽は運転できるというように、やはり活動分野によって日本語教員としての力量が発揮できるかどうかが変わってくると思います。その辺りも日本語教育人材の養成といった場合、活動分野や役割が多様化しているが故に明確にしないと内容もぼけてしまうのかなと感じました。

○戸田委員

最初に私が細かく見ていくというお話をしましたが、私たちが今回話し合う内容の中には、やはり学ぶ人、学習者というのが一番大事なポイントですね。そうすると、例えば地域で学んでいる人たちも今非常に多様化していて、子供や、日本語能力試験を受けたい方、就職したい方など、本当に細かく分かれています。しかし、その方に日本語を教えておられる方々は、地域によってそれに十分に対応できていない状況があるように思います。委員の皆様がおっしゃっていた基礎的な部分ももちろん大事なのですが、伊東先生が今おっしゃったようなそれぞれの対象別の指針があったらいいなと期待している方もきっと多いと思うので、是非その辺もお願いしたいな

と思います。

○伊東主査

はい、分かりました。ありがとうございます。

○宮澤委員

実は愛知県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒が全国でも断トツに多いということで、小学校、中学校などでも日本語教育を含む様々な取組を行っております。更に、地域でボランティアの方々が活動していらっしゃる日本語教室という場所もものすごく意味があると思います。この小委員会で話し合われる日本語指導者の資質・能力、その試験などが、これらの地域の日本語教室も対象に含むのだろうと思っているのですが、愛知県には、愛知県の企業からいろいろ寄附を頂いて、毎月二、三万円ぐらい助成をしている日本語教室が74ぐらいあります。そういった教室で高齢化などにより日本語指導者が不足し、数がちょっと減ってきております。そのような現状がある中で、教えていただく方にそんなに高いレベルの日本語の指導能力、もちろんあるに越したことはないのですが、求められるのだろうかと感じております。例えば、教員OBや、昨年度は企業OBの方にも呼びかけて、ボランティアで日本語指導といたしますか、一翼を担っていただいております。今回の議論が地域の日本語教室にも適用となると、そのハードルといたしますか、多少変えていただく必要もあるのかなということを感じました。

○伊東主査

はい、分かりました。やはり日本語指導者として誰を対象にするかによって、言葉を教える人もいればそうではない、違うアプローチも必要になってくると思います。特に年少者、地域の場合には。

○亀岡委員

同じような立場で、私ども国際交流基金では海外に日本語の教育の専門家を派遣しております。我々も是非良い方にたくさん来ていただきたいと思っておりますので、この小委員会の議論の結果として良い先生、海外でも対応できる日本語教師が養成されるような、指針が出来れば大変有難いとは思っています。是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○神吉委員

海外ということで、資料3「今期の審議において想定される検討の範囲」に、海外に日本語教員や日本語指導支援員を派遣している団体ということですが、「海外」と書いていますが、審議をするのは国内の日本語教育機関に絞るということではよろしいですか。海外の教育機関は対象にはしないのでしょうか。

○小松日本語教育専門官

基本的にはそうです。

○加藤副主査

ただ、対象を細かくすることをこの委員会で出来ないということはよく分かりますが、その枠があるということは示された方がいいと思ひます。これは過去のことですけれども、海外に提携校があったり、海外の教員の採用試験を頼まれて代行したりしているのですが、実は日本語教育振興協会が定めた420時間という一つの日本語教師の資格が、あたかも全てであるかのように完全に一人歩きしているんですね。420時間が何なのかということも分からないままに、その文字だけで応募者が来る。海外はまた国内とは違う資質・能力も必要になると思ひますので、必要な資質・能力が別にあることだけでも示し、今後更なる議論を行う場への橋渡しになればいいと思ひます。

○伊東主査

ありがとうございます。海外をどう扱うかということですよ。やはり一つには勉強したらどんなことができるかという行動目標が具現化できるような、金田委員がおっしゃったようにキャン・ドゥーというのは1つの、資格ではないけれども、指導者として、あるいは教員としてチェックできるとよいだろうと思いました。

実際に日本語教育能力検定試験に合格した方は、教育経験はなくても知識の面では合格できているわけですよ。我々はそういう人だけではなく、現場で力量が発揮できる人材についての資質・能力ということを今後考えていかなければいけないと思います。養成・研修には、プレサービスということで、これから教師になる人の養成と、教師であるけれども自分自身の向上を目指す方の研修というインサービスという意味での研修もあると思うので、この辺りを整理して、現場をある程度分類した上で考えていく必要があると思いました。

それと、やはり最大の論点になるのは、420時間や、平成12年の教育内容の絡みをどのように扱っていくのかという今後の方向性、ゴール、2年後にどんなものが出来上がっているか、とても大きな、重要な論点になると思います。また、これ以上に、我々の成果物をどういうところに求めるかによろしいと思いますので、この辺りはまだ十分にこなれていないという印象を持ちました。

時間のこともありますので、一旦議論に関してはここで止めまして、あとは検討範囲とヒアリングの団体について御意見をお願いしたいと思います。また後ほど時間がありましたら、想定される議論の論点の方に戻りたいと思います。

それでは、事務局から補足の説明、検討の範囲、ヒアリング団体についてお願いします。

○小松日本語教育専門官

配布資料3「今期の審議において想定される検討の範囲」と、あと「委員限り」で机上にお配りしております資料の方を御覧ください。検討の範囲とそれに対応するヒアリング大学を「委員限り」の資料としてお配りさせていただいております。

まず、国内で一番上に公益社団法人国際日本語普及協会、AJALTですね。こちらの方からは、こちらはビジネスパーソンであったり、難民であったり、幅広く日本語教育されていますので、日本語教育の多様性について幅広い観点からまずヒアリングをさせていただければと思っております。

それから「生活者としての外国人」につきましては、一般社団法人自治体国際化協会から多文化共生マネジャー養成研修について御説明いただいて、外国人と接するに当たっては、基本的に身に付けておいた方がいいという多文化共生の理解であるとか、異文化理解、そういった観点でお話いただけるのではないかと期待しております。それから、豊田市から名古屋大学とよた日本語学習支援システム、浜松市の国際交流協会に地方公共団体の日本語教育の人材育成の内容についてヒアリングをさせていただければと考えております。そのほか大学、外国人児童生徒、就労、それぞれ機関・団体を明記させていただいております。これについて御意見等を伺えればと思います。説明は以上でございます。

○伊東主査

はい。検討の範囲、ヒアリング団体について御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

○金田委員

1, 国内, (1), (2) というふうにあります。この (1), (2) の見出しに出ているのは、学習者として想定されている人たちという意味ですね。

○小松日本語教育専門官

そうです。

○金田委員

つまり、例えば（２）であれば、留学生を教えられる日本語教員を養成している大学というような位置付けということになりますか。そうしますと、「委員限り」の資料で学習院大学を挙げていただいているんですけども、私どもの日本語教育系の課程に関してお話するつもりではいたのですが、必ずしも留学生を教えるということを中心には据えておりません。その点、もしかしたら他を当たっていただいた方がいいのかなと思いつつ、ただ今の大学の日本語教員養成の中で留学生対象とした教育課程を運営しているところがあるのか、ちょっと私は情報を持っていないのですが、いかがでしょうか。

○伊東主査

その辺どうでしょうか。

○加藤副主査

すみません。大学もそうですし、民間の日本語教員養成講座もそうだと思います。現状を知るためにヒアリングをするのでしたら、このくくり方で決めない方が良いのではないのでしょうか。大学や養成機関での実際の養成の例を共有する場だと思うので、対象となる日本語教育人材の活動分野を留学生と限定しないと考えた方がよいのではないかという気がいたします。

○小松日本語教育専門官

実は法務省告示の日本語教育機関においては対象が留学生になっていまして、大学と420時間の日本語教員養成講座の課程が対象になっているものですから、そちらに引っ張られてしまっているところがあるんですが、大学とか日本語学校での養成については、一般的な日本語教員ということでお話しいただいて構わないと考えております。

○金田委員

はい、分かりました。

○伊東主査

その方がいいでしょうね。ヒアリングといっても、ある時間用意して、発表されるというような形式というふうに理解していいですね。ですね。

○小松日本語教育専門官

はい。発表時間15分、質疑応答15分ということで1団体30分を予定しております。大体1回の会議で4団体のヒアリングをさせていただきます。

○伊東主査

事前に発表される15分には、こういうことについて発表してほしいとか、触れてほしいということがありますね。

○小松日本語教育専門官

そうですね。基本的には参考資料1を御覧いただければと思いますが、これだけですとなかなか分かりづらいかもかもしれませんので、依頼文書にはもう少し書きたいと思っております。基本的に養成・研修の内容、研修によって身につけてもらいたい資質・知識・能力、修了の要件であるとか、研修を受けるための受講資格にはどういったものがあるか、そのような観点でお話しいただきたいと思っております。また、実施している養成・研修等における課題や今後の展望などもお話しいただければと思っております。

○伊東主査

何かこのことに関して御意見御質問があればお受けしたいと思います。恐らく15分聞いた後で、そして我々がどう質問をするかで、情報の出方も変わってくるかと思えます。ですから方向性を明確にしておいて、この日本語教育小委員会の最終の成果物に結び付けるような情報をどんどん集めるといことがヒアリングの目的ということになります。そこに注意しないと、せっかく来ていただいても十分有効な情報が得られないと困りますので、そこはフォーカスを当てるようにしたいと思います。いかがですか。

○亀岡委員

スケジュールとしては1日に4団体を呼んで、2時間のヒアリングということですね。

○伊東主査

そうすると、2時間の会議は4団体の話を聞いて質問をして、終わるといことになり、その後の振り返りや、話し合いをするという時間は取れないですね。

○小松日本語教育専門官

必要であれば、時間をもう30分ほどとらせていただいて、2時間半として、そのような振り返りの時間を設けさせていただくことも可能かと思えます。

○伊東主査

振り返りの時間を作らないと、我々の想定される議論、論点とどう関連付けてつなげていくかということが希薄になってしまうのではという感じがします。そういう意味で、ちょっと長いかもしれないですが、2時間プラス30分ということで設定された方がいいかなと思えます。

ほかにいかがでしょうか。特段なければ、また最初の、いわゆる想定される議論の論点についてまだ十分に議論し尽くしていないような気もするので、もう少し方向性を明確にする意味で御議論いただきたいと思えます。まず、事務局の方で、確認して明確にしておかなければいけないと思った点など、何かあれば、どうぞ。

○小松日本語教育専門官

まず神吉先生から、養成の部分と現職の部分で身に付けるものが違うのではないかと御指摘いただきましたので、この指導者部分については、まず養成段階で必要となる部分、それからその実践の場で養成する部分に分けられるのではないかなと感じました。

また、実際の縦の区分の部分ですね。こちら縦の区分についても、実際にヒアリングをしたり、調査をした中で、共通する部分が多いようであれば、あえて分けずにまとめることも可能かと思えます。また話によっては一つのところが分かれるとか、そういうこともあり得るのかなと思っていますので、実際にヒアリングを聞いたり、調査結果を踏まえて、この枠組みについては整理させていただくことになるのかなと感じました。

このほか、基本的には今回ヒアリングに協力いただく団体の、活動範囲と役割のそれぞれの部分でヒアリングを聞いたものが、この箱の中に収まっていくというようなイメージで考えておりますので、そういった観点で、また御検討いただければと思えました。

○伊東主査

分かりました。そういう意味でヒアリング後の事務作業を有効にするためにも、全員でそれぞれのヒアリングで狙いとすると、どんな情報入手すべきかということについて、漏れがないように、一覧表を作って、我々がチェックできるようにしたほうがいいかなと思えます。要するに15分の発表の中に我々が欲しい情報が入っていればいいですが、入っていなかったり、質疑応答のときに聞き逃してしまったということがないように、お互いにチェックするという意味でも、やはりチェック項目というのはあった方がいいかなと思えました。

○金田委員

今伊東先生がおっしゃったことと同じことなのですが、恐らく話せることは15分だとしても、資料としては、もっと多くの情報を配布できると思うので、皆さんお忙しいとは思いますが、あらかじめ文書化していただければどうでしょうか。その場で聞けなくても資料には載っていることにはなると思うので、そうしていただけたらと思いました。

それから、課題というものが大事なと思います。恐らくどの養成課程も、改善したいと思っている部分がおありだと思います。こういうものは提供しているが実はこういう部分が欠けている、といったことに気が付いている場合もあるでしょう。私自身もそういう点がありますが、現在実施しているプログラムの資質・知識・能力に関わる問題点・課題を確実に言っていただくことが、今後平成12年の資料の見直し、つまり、足りないものを新たに加えるという点では重要になってくると思いました。

○伊東主査

今の金田委員のお話を聞きながら思ったのですが、ヒアリング協力団体に事前に共通フォーマットをお渡しし、そこに書いていただく、それが束ねられると我々も比較検討しやすいと思えました。例えば、教育理念や、どのような人材育成を目指しているか、講座修了段階での資格・認定をどのような形で出しているか、日本語教育能力検定試験の受験を義務化をしているかというような、何か共通の項目があると、我々の配布資料2「今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点」で知ろうとしていることが網羅されているといいと思えました。

○小松日本語教育専門官

一点よろしいでしょうか。説明で漏れていたのですが、参考資料3「日本語教育人材の養成・研修実態調査について（案）」を御覧いただきたいと思えます。今回のヒアリングの後、書面調査を各分野合わせて100件程度想定しておりますが、ヒアリングでいただいた内容を基に、こういった調査項目を策定すべきかを洗い出した上で行うことを予定しております。ここでは基本的に養成・研修の概要や、求められる資質・知識・能力、プログラムの内容や、修了要件等を書面調査を行う予定です。ヒアリングでこの具体の、例えばカリキュラム内容についての科目だけを言われてもなかなか分からないところがありますので、ヒアリングを受けて科目の分類をどうしたらいいかといったところも検討したいと思っておりますので、ヒアリングを受けた後にこの調査を大体10月ぐらいから年度内を目処に実施したいと考えております。

○伊東主査

はい、分かりました。参考資料3「日本語教育人材の養成・研修実態調査について（案）」ですね。そういう意味では、これがある程度調査内容と密接に関わる資料なので、これは重要ですね。

○野田委員

まだこの小委員会の最後にどういうものを出したらいいのかのイメージがはっきり出来ていないのでお聞きしたいのですが、参考資料2「日本語教員養成において必要とされる教育内容（平成12年）」にある教育内容は、先ほども神吉委員もおっしゃっていたと思うのですが、知識ですね。実際には養成講座などでは大体教育実習をしていると思えます。例えばこういう種類の実習を何時間ぐらい、どのようにやっているか、そういうことも入ってくるのかどうかということをお聞きしたいと思います。それによってヒアリングのときに、実習について聞くかどうか関係してくるのではないかと思いますのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○伊東主査

どうでしょう、その辺りは。

○小松日本語教育専門官

ヒアリングの中身としては、どのような教育実習を実施いただいているかはお伺いしたいと思います。ただし、実際、教育現場ではなかなか実習形態を確保できないという課題も抱えていらっしゃるということは承知しておりますので、まとめる際には、こういった実情を踏まえる必要があるのかなと思っております。

○伊東主査

参考資料3「日本語教育人材の養成・研修実態調査について(案)」の「4. 調査内容」の(1)の下に「教育実習の有無」と、書いてありますね。ここで書いてあれば、こちら辺の情報は得られますね。

○野田委員

ええ。それが最後に何かに反映されるかどうかによって、どれぐらい突っ込んで聞くかとかいうことが変わってくるかなと思まして。

○小松日本語教育専門官

突っ込んでいただくのは突っ込んでいただいて結構かと思います。その中で多分、「そう言われても実際研修する場がないんですよ」とか、「研修にはこういった問題点があるんですよ」と言っただけであれば、そういうところを何か報告書に拾い上げられるのではないかと思います。

○野田委員

実習は盛り込むとまずいなと思ったら最後に入れないとか。例えばハードルを低くするとか、そのような感じで考えたらいいのですか。

○小松日本語教育専門官

そうですね。もしかするとそこは現場で実際に日本語教育機関に就職したときに身に付けていただく方向に持っていくとか、いろいろな方向があるのではないのでしょうか。実習の重要性は既に平成12年のときも言われているので、当然やるべきことだというふうには認識しております。

○伊東主査

どうぞ。

○加藤副主査

教育実習は本当に重要なことだと思います。大学でも、420時間日本語教員養成講座でもそうですけれども、採用時点で、採用する側としては当然出来るだろうと思っても実は出来ないというような問題があるので、実習をどうするかというところは大きい課題だと思います。実際、例えば時間がないなどの課題が今度あぶり出された場合に、今後どのような仕組みにしていったら採用された時点で、その能力、経験でしかないかもしれませんが、何が出来るのかというところが出てくるとよいと思います。今システム化されていないので、いろいろなところでされているという状態かと思しますので。

もう1点いいでしょうか。事務局に確認なんですけど、これからの2年間の計画の中でヒアリングや調査を経た上になると思うんですが、先ほど戸田委員がワーキンググループを作ったらどうかとおっしゃっていて、それは本当に賛成です。カリキュラム案を作ったときも、実際ワーキンググループが作業を進めて委員会に上げていって出来上がったように記憶しています。今回の作業量いっても、実際に動くところと、それからそれを認めたり、質問したり、次に進めるという委員会があるというのが、入れ子というか、ワーキンググループの方がずっと多くなると思いますが、活動として何かそういったものというのは計画はされていると考えていいんですか。

○小松日本語教育専門官

そうですね。ワーキンググループは必要かなと思っています。ただどの段階かというのは、今後検討課題かと思います。

○加藤副主査

はい。来年かもしれませんね。

○小松日本語教育専門官

調査結果を踏まえて、検討するときに置くということになるかと思いますが、いずれにしてもワーキンググループは必要かと思っております。

○伊東主査

是非2年もあるわけで、いい成果物を出したいですね。

○三枝委員

地域における生活者、住民を抱えている地方自治体の視点で一言申し上げます。

先ほど宮澤委員からもお話がありましたが、学校教育現場で日本語の教育をしていただく環境を整えていくということは必要なのですけれども、24時間の生活構造の中で、地域における実生活、言い換えれば学校教育以外の場面において、どうしても日本語の支援がないとままならない状況が見受けられます。特に小さいお子様を含めて、日本語の支援が必要な状況が現れてきています。

配布資料4「活動分野毎の日本語教育人材に求められる資質・知識・能力の整理図（イメージ）」のマトリックス表で言うと、日本語指導補助者に当たるのでしょうか、いわゆるボランティアの方も含めた支援の枠組みがシステムチックにできていかないと、将来に向けて状況を変えていくのは厳しいのかなという実感を持っております。身近な例ですと、地方自治体あるいは地域の国際化協会に寄せられてくる相談の中で、母子寮に住んでいるお母さんとお子さんが、日本語でコミュニケーションできないために必要なサービスが受けられないというようなお声が出ています。これをどうサポートし、生活者として、あるいは地域の主体として生活していけるのかということまで目配りしておかないと、単に行政に軸を置いた形態を考えるだけでは対応することが相当厳しいのではないかなという感じがします。

○伊東主査

そうですね。そういうことを考えると、今日の日本語教育人材といっても、日本語教育の教員のほかに、サポート人材も関わってくるかもしれませんし、それが我々の範疇に入るかどうかというところも含めて議論が必要ですね。

○三枝委員

単純に一日の生活構造を3分類して、労働が8時間あるいは学校生活が8時間、そのほか家庭生活、あとは就寝という生理的な時間になるわけですが、学校に行かない部分の16時間においても、結構、生活面で日本語の能力が必要とされていて、そこで日本語をサポートする体制がないと、実際にこれから定住化傾向が強くなっていく中では、大変だろうと思います。確実にどのような大変さがあるかというのはイメージできていませんけれども、危惧しております。

○伊東主査

今の御発言を含めて、我々の作業の、いわゆる成果物なり、配布資料4「活動分野毎の日本語教育人材に求められる資質・知識・能力の整理図（イメージ）」の活動分野ごとの教育内容の整理及びコーディネート人材の育成という観点において、検討すべき事項かとは思っております。

○宮澤委員

一つ事務局の方に質問になるかもしれませんが、日本語教育人材の資格についてということで、ちょっと聞き逃していたら大変申し訳ないんですけども、それぞれ様々な場面や役割で日本語教育の能力とか資質など求められるものが違うということですが、この資格というのは対象者によって、例えば外国人児童、学校ならこの資格、日本語教室ならこの資格、留学生にはこの資格というように、対象を分けて資格を作ることを考えていらっしゃるのか。全部トータルとしての日本語教員の資格ということなのか、ちょっとイメージが湧かないのですが。

○小松日本語教育専門官

個々の資格を作ろうというのではなく、資格の在り方としてどういった在り方がいいのかということをもっと検討したいと考えております。ただ、一方で、国家資格を作るのは難しいと思っていますので、どちらかという今回は研修のカリキュラム案を御提示させていただきますので、文化庁のこの指針に基づいた、準拠した研修を修了したというような形でやっていただくことができるのではないかと考えています。資格については、人材育成の研修を実施される団体が、文化庁の指針に準拠した研修カリキュラムで、例えば、地域日本語コーディネーターの研修であるとか、子育てお母さんのための日本語講座指導者養成というような研修を作ってください、それを修了されたとか、そういった取組が促されるような枠組みを作ったらいいのではないかと考えています。

○井上委員

この論点から外れる可能性は高いのですが、成長戦略2016の中にある日本版グリーンカードを作らないといけないと安倍総理が強く主張なさっていて、実は昨日経団連の総会があり総理がいらっしゃったときも、一番におっしゃっていました。要するに、永住権取得までの期間を世界最短にしようということです。高度人材ですから、日本語ができるかどうかは余り関係ないのかもしれませんが、実は今お話があった母子家庭の方とか、定住はしているけれども、永住とまではいかないような人たちに、「日本語を勉強してある程度のレベルの日本語力を習得すれば永住権が取得しやすくなる」というようなものを、最終的には法務省が決めることではありますが、そういう基準のようなものを作れば、当然頑張って日本語を勉強するようになると思うのです。

当然ながらそれは、しっかりとした日本語教育を受けられる、あるいは日本語教育を行う人材がいるところで学習するということが前提になってくるので、そういう意味では教育人材の養成・研修と資格の在り方というのはとても重要です。文化庁がこういう指針で定めた、例えば養成・研修を受けた人材がいる機関で日本語学習をし、日本語の試験をしっかりと受けて、それで永住権の取得につながっていけば、高度人材でなくても日本に住んで安心して暮らしていけると考える外国人も増えていくのではないのでしょうか。最近は難民も増えていますが、そのような仕組みができると、国として重い課題である難民問題の解決につながるのではないのでしょうか。学習者と日本語を教える側のリンク、お互いのメリットというものを明示しながら進めていった方が、検討の際には有益になるだろうと思います。その辺りも少し意識して考え、教える側の人材の養成・研修を検討するという、視点は必要だと思います。

○伊東主査

ありがとうございます。大切な部分ですね。そうすると、また繰り返しになりますけれども、「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議(第6回)」の報告書(案)15ページの、2段落目の4行目、「文化審議会国語分科会においても」というところを書いてあるということは、「外国人児童生徒に従事する教員や支援員に必要な能力や資格等の在り方についても」と書いてあるので、ここも範疇に入って我々は提言というか、最後までまとめていくということになるわけですね。

○小松日本語教育専門官

一点だけ若干違いますのが、教員の資格については、我々の所掌の範疇外になります。あくまでも日本語教育に携わる教員の資質・能力・知識について整理させていただくのと、あと支援員の部分については資格と資質・能力までが範囲になっていますが、教員につきましては既に教員免許の資格がございますので、そこについてまでは、我々では手出しができないと考えております。

○伊東主査

分かりました。ただ、教員研修などを受けたら、修了者には認定証か何か付けたいですね。

○井上委員

今の公教育は、教員免許を持っている人たちだけでは成立しません。要するに「チーム学校」などという形で、外の人たちがたくさん入っています。別に支援員だからといって低く見られることはなくて、むしろ公教育を支える重要な一員として認めてもらえる時代になっているので、そこは堂々とやったらいいのではないのでしょうか。別に教員免許に関わる部分までこちらでやる必要はないような気はしますけれども。

○伊東主査

それで、我々がそういう制度を作ったときに教育委員会なり、学校側がそれをしっかり認知して活用できるような仕組み作りは必要ですね。せつかくやる以上は、そこは是非。

○加藤副主査

そこでも賛成と思いつつ、いわゆる今地域の話でも、日本語教師と名乗る人たちの資格というものが今ないわけで、何かそのあたりが文化庁のこの場で。できないのはよく分かっているんですが、ここでの議論の結果が教員免許や何かそういったところへの橋渡しとしてつながっていく可能性はあるのでしょうか。日本語教師というものが今後も存続していく上で、非常に大きいところで、すぐに何か作ってくださいという意味ではないですが、やはり日本語教師というのは、現在、非常に曖昧な立場なので、その社会的な地位にしても、いろいろなところに影響してくると思います。ですから、資格の議論はこの日本語教育小委員会ということではなくても、どこかにお渡しになるなど、ありませんか。

○岸本国語課長

今加藤委員がおっしゃっているのは学校の中で教える日本語教師の資格ということですか。

○加藤副主査

そうですね。いわゆる日本語教師と名乗っている人たちというのが、資格というか、裏付けがないままにいます。もちろん、420時間の日本語教員養成講座を修了したり、日本語教育能力検定試験に合格したということで、その資格要件はあるにはあります。ただ、教員免許の資格ではないわけです。

○岸本国語課長

そうですね。この会議でこれから学校の中で外国人児童生徒に教える教員に求められる資質・知識・能力というものを整理していったときに、現状それが足りていないところがあるのであれば、そのことに関しては教員免許制度について議論している会議に橋渡しをしていくということはある得ると思っています。ただ現実には何か別途資格を新しく設けるのかということに関しては、どういう在り方がいいのかということまでは、ちょっとこちらでは言えないかと思っています。こういう部分が必要だと思っていますよということに関して橋渡しをするということはある得ると思っています。

○加藤副主査

今の点につきましては、教員免許ということは、公教育が前提ですよね。そうすると、ちょっとまた議論の方向性として違うかなとも思いました。しかし今対象としている日本語教育人材というものを議論するとき、地域の支援者の方たちをも含めて、何かこうきちんと立つ場がある方がよいと思いますので、公教育の中に組み込んでという意味ではなく、その保障というか橋渡しに、この場がなったら良いなと思って申し上げました。

○神吉委員

加藤委員は優しく言っていますけれども、僕はその教員免許の課題があると思います。外国人児童生徒が増えてきて、その部分でやはり教員養成でも日本語教育が必要だということが今言われていると思いますので、是非そこに私たちの知見をきちんと入れてもらうということで、日本語教育小委員会の議論と文部科学省の教員養成の議論が連関を持って進んでいくように頑張っていたいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○伊東主査

皆様、貴重な御意見等、大変ありがとうございました。意見交換はここまでとさせていただきたいと思います。なお、本日の意見を踏まえまして、配布資料2「今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点」と、配布資料3「今期の審議において想定される検討の範囲」については、修正を加えたものを次回の会議にて資料配布させていただきたいと思います。

議論の論点については、委員間で共通認識をしていただきたいと思います。そして議論を進めるに当たっての羅針盤として、ずれがないように明確な方向性を踏まえた上で、議論の方向性を決めさせていただくこととしたいと思います。議論を進めていく中で、更に修正する必要が出てくることもあると思いますが、極力私自身、議論が拡散しないように心がけたいと思います。

次回から3回に分けて各団体へのヒアリングを実施いたしますので、審議時間が2時間を超えることもあるということもお含みおきの上、御協力の方、お願いしたいと思います。最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○小松日本語教育専門官

一点、先生方に確認させていただきたいのですが、各ヒアリング団体に御発表を依頼をするに当たり、そのフォーマット等について一度先生方に御意見をお伺いした方がいいでしょうか。いかがいたしましょうか。

○伊東主査

出してもらった方がいいですね。せつかくの貴重な時間ですので。

○小松日本語教育専門官

分かりました。そうしましたら後日になりますけれども、先生方にフォーマット（案）を照会させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○伊東主査

はい。確認させていただき、最終的には事務局に一任したいと思います。

○小松日本語教育専門官

今回の審議は6月20日月曜日10時からとなります。12時半までの長丁場になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。場所は旧文部省庁舎2階文部科学省第2会議室です。御出席のほど、よろしくお願いいたします。今回は、公益社団法人国際日本語普及協会(AJALT)、学習院大学、インターカルト日本語学校、それから公益財団法人浜松国際交流協会にヒアリングをお願いしております。以上です。

○伊東主査

それでは、第74回の日本語教育小委員会を閉会とさせていただきます。